

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成31年4月2日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「H31年4月に県が那賀川工事事務所に出向いて、協議及び関係書類、伺い含む※添付書類に記載の那賀川河川事務所に説明とある件についての協議等の復命書等の関係書類」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成31年4月15日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在である」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成31年4月18日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和元年9月5日（同月6日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

あるべき書類（県が回答した伺い報告書）があるはずであり、出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成31年4月2日に「H31年4月に県が那賀川工事事務所に出向いて、協議及び関係書類、伺い含む」についての公文書公開請求を行ったが、実施機関では平成31年4月に国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所（以下「河川事務所」という。）に出向き協議した事実はないため、請求に関する公文書を作成又は取得していない。
- (2) 以上により、条例第7条第2号に該当するため、条例第12条第3項に基づき公開拒否処分とした。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和元年9月5日	諮問
令和6年9月27日 第2部会（第15回）	審議
同 年10月25日 第2部会（第16回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

審査請求人は、平成31年4月に県の漁業調整課の職員が河川事務所に出向いて、協議した時の復命書等の関係書類が存在する旨主張している。

これに対し、実施機関は当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であると主張しているため、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

2 当該公文書の保有の有無について

審査請求人が求めている公文書は、県が河川事務所に出向いて協議した事実を前提としている。

実施機関の弁明書によると、平成31年4月に県の漁業調整課の職員が河川事務所に出向き協議した事実はないとのことであり、当審査会としても、そのような事実は確認できなかった。

そうすると、本件請求の対象となる公文書については、その前提を欠いていると言わざるをえないため、当審査会としては、審査請求に係る公文書の存在を認めることはできない。

以上により、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、不存在である

との実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風 雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	